

[契約書別表]

御船荘ホームヘルプサービスステーション サービス利用料金表 〔2割負担の場合〕

令和4年10月1日 現在

介護保険給付サービス						介護保険給付外サービス
サービス内容	サービス提供時間	負担額	備考	加算	対応サービス	通常の事業実施 地域外の訪問に 要する交通費 30円/1km
身体介護を中心に 利用する場合	20分未満	334円		初回加算 400円 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 介護職員等特定 処遇改善加算(Ⅱ) 介護職員等ベースアップ等 支援加算	2人の介護員 でのサービス 200%	
	20分以上30分未満	500円			夜間又早朝 のサービス 125%	
	30分以上1時間未満	792円			深夜の サービス 150%	
	1時間以上	1,158円	30分増すごとに168円			
生活援助を中心に 利用する場合	20分以上45分未満	366円				
	45分以上	450円				
身体介護と 生活援助を 組み合わせて 利用する場合	(例) [身体1生活1] 身体介護30分未満引き続き 生活援助20分以上45分未 満のご利用の場合	先ず、身体介護の利用金額を計算し、その 金額に生活援助の分(20分から起算し25 分増すごとに134円)を加えます。 ・身体介護 500円～生活援助 134円 (401円を限度とする) 合計 634円		<介護職員処遇改善加算(Ⅲ)> 介護保険給付サービス費の合計額に「5.5%」を乗じた額が加算されます。 <介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)> 介護保険給付サービス費の合計額に「4.2%」を乗じた額が加算されます。 <介護職員等ベースアップ等支援加算> 介護保険給付サービス費の合計額に「2.4%」を乗じた額が加算されます。		
負担額の軽減あり <第1段階> 利用者負担額の1/2を軽減 <第2～3段階> 利用者負担額の1/4を軽減						

※ 負担額及び加算につきましては、市から交付される「介護保険負担割合証」に記載された負担割合が適用されます。

※ 訪問介護事業所と「同一敷地内建物等」に居住する利用者に対して行ったサービスの場合10%の減額となります。

[契約書別表]

御船荘ホームヘルプサービスステーション サービス利用料金表 (第1号訪問事業)
〔2割負担の場合〕

令和4年10月1日 現在

介護保険給付サービス					介護保険給付外サービス
サービス内容	サービス提供時間	負担額	加算	備考	
事業対象者 要支援1・要支援2	週1回程度	2,352円 (1月あたり)	初回加算 400円 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 介護職員等特定 処遇改善加算(Ⅱ) 介護職員等ベースアップ等 支援加算	月の途中での区分変更及び 転居等により事業所変更を 行った場合、日割りでの ご請求となります。	通常の事業実施 地域外の訪問に 要する交通費 30円/1km
事業対象者 要支援1・要支援2	週2回程度	4,698円 (1月あたり)			
要支援2	週2回を超える場合	7,454円 (1月あたり)	<介護職員処遇改善加算(Ⅲ)> 介護保険給付サービス費の合計額に「5.5%」を乗じた額が加算されます。 <介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)> 介護保険給付サービス費の合計額に「4.2%」を乗じた額が加算されます。 <介護職員等ベースアップ等支援加算> 介護保険給付サービス費の合計額に「2.4%」を乗じた額が加算されます。		
負担額の軽減あり					
<第1段階> 利用者負担額の1/2を軽減			<第2～3段階> 利用者負担額の1/4を軽減		

※ 負担額及び加算につきましては、市から交付される「介護保険負担割合証」に記載された負担割合が適用されます。

※ 訪問介護事業所と「同一敷地内建物等」に居住する利用者に対して行ったサービスの場合10%の減額となります。